

ヘルプマークの更なる普及推進を求める意見書

ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など外見からは容易に判断が難しいハンディのある方が、周囲に対し援助や配慮が必要であることを知らせるものであり、平成24年に作成・配布を開始した東京都を始め、導入を検討・開始している自治体が増えている。特に、昨年7月、ヘルプマークが日本工業規格（JIS）の案内用図記号として追加され、全国統一基準となったこともあり、その流れが全国へと広がっている。

このヘルプマークは、援助や配慮を必要とする方が所持・携帯し、周囲の人がその意味を理解して手を差し伸べることを目指すものであり、今後、この制度を広く国民全体に周知し、人々の思いやりのある行動を更に進めていくことが重要となる。

しかし、国民全体における認知度はいまだ低い状況にあり、公共交通機関へのヘルプマークの導入などの課題も浮き彫りになってきている。

よって、政府においては、心のバリアフリーを育むヘルプマークの更なる普及推進を図るため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 自治体が行うヘルプマークの普及や理解促進の取組に対し、「心のバリアフリー推進事業」等による財政的な支援を今後も充実させること。
- 2 関係省庁のホームページや公共広告の活用等による国民への情報提供を積極的に行い、国民への普及及び理解促進を図ること。
- 3 鉄道事業者等複数の自治体にまたがって運行している公共交通機関では、ヘルプマーク導入に係る個別の自治体との連携が難しい状況にあるため、スムーズな導入が図れるよう政府としての指針を示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年7月6日

内閣総理大臣
厚生労働大臣宛て
国土交通大臣

福島県議会議長 吉田栄光